

北方領土問題の本質

～真実を知ることにより格段に増す北方領土問題への理解～

～北方領土問題の本質と対応を探る～

2019年6月

衆議院議員

吉良州司

吉良州司

1. 北方領土問題に関する、一般的にはあまり知られていない事実

1. <終戦直前、ソ連が満州に攻め込んできたのが、1945年(昭和20年)8月9日なのは何故か?>

1945年2月のヤルタ会談において、米英はドイツ降伏(1945年5月8日)後3か月後の対日参戦を要求

2. <ロシアが、「第二次世界大戦の結果として、4島はロシア領土となった」と主張するのは何故か?>

ヤルタ会談において、ソ連は対日参戦の条件として千島列島の領有を要求

3. <米国が北方領土問題に関しては、クリミア問題のようにロシアを厳しく追及しないのは何故か?>

・ヤルタ会談において、米国が対日参戦を要求

・北海道分断を狙い、留萌～釧路ライン以北の北海道領有を主張するソ連の要求を米国は拒否するも、その代わりに、(その時点では)北方領土4島を含む千島列島のソ連領有を認めたと思われる。

<注>1945年2月ヤルタ会談当時の米国は、日本を一刻も早く降伏させるため、ソ連に対日参戦要求したが、日本降伏後は、ソ連が最大の脅威となり、ソ連の対日影響力拡大を警戒し、米国の対北方領土方針を転換、4島の日本主権を擁護する

4. <1956年の「日ソ共同宣言」において、鳩山一郎総理が2島「引き渡し」で折り合おうとしたのは何故か?>

・「帰国できていなかったシベリア抑留者を一刻も早く帰国させたい」。当時の鳩山一郎首相の切なる思い。
・1951年のサンフランシスコ平和条約締結時、吉田茂総理は「歯舞・色丹は北海道の一部」、「国後・択捉は南千島」と説明していた経緯あり。また、当時の日本の国力が脆弱であったことも大きな要因。

5. <「日ソ共同宣言」にも拘らず、日本政府が2島ではなく、4島返還を主張し続けるのは何故か?>

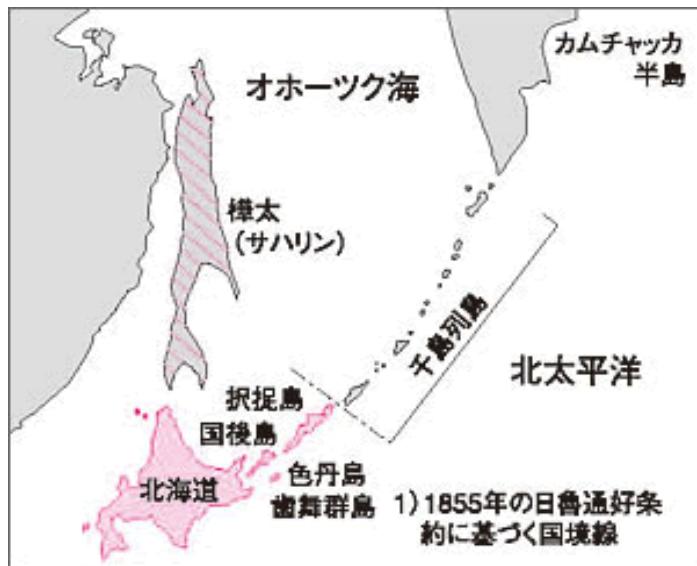
冷戦真最中のソ連の脅威を前に、日ソ関係の改善、日本の共産化を恐れた米国が2島案を拒否(2島で折り合うならば、沖縄返還には応じない。4島を主張し続けるべしと圧力=「米国国務長官ダレスの恫喝」)

2. 北方領土の歴史的経緯 その2

- (1) **樺太千島交換条約(1875年)** ~北方4島を「日本固有の領土」とする根拠条約~
本条約で、北の占守(シュムシュ)島から得撫(ウルップ)島までの18の島々を「千島列島」と列挙しており、日本政府は、本条約を根拠に、「歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、千島列島に含まない」との(下記する時期を除き)一貫した立場を取り続けている
- (2) **サンフランシスコ平和条約(1951年9月)**
- 1) 1945年8月8日、ソ連は日ソ中立条約を一方的に破棄して対日宣戦布告。ヤルタ協定の密約により、南樺太と・千島列島のソ連領有を条件に対日参戦。日本は「ポツダム宣言」を受諾し、8月15日、連合国に降伏。しかしソ連軍はその後も千島列島を南下し、9月5日までに「北方領土」を占領。**ロシア側は「第二次世界大戦の結果として、北方領土は合法的に自国領になったと」主張し、現在に至る。**
 - 2) サンフランシスコ講和会議では、日本全権だった吉田茂首相が「歯舞、色丹が北海道の一部で、千島に属さない」と述べる一方、択捉島、国後島については「昔から日本領土だった」と言及するにとどまった。
 - 3) 外務省の西村熊雄条約局長は1951年10月の衆議院特別委員会で「放棄した千島列島に南千島(国後島、択捉島)も含まれると答弁した経緯があり、日本政府として、「千島列島」の定義について、ぶれがあった。
- (3) **日ソ共同宣言** ~日ソ間の戦争状態の終結と国交を回復した国際条約~
- 1) 日本側は「四島返還」での継続協議を要求(背景に米国「ダレスの恫喝」あり)するもソ連側が受け入れず。
 - 2) 平和条約締結後、「ソ連は歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡す」ことが合意された
- (4) **フルシチョフ第1書記時代、1960年日米安保条約の改定に反発したソ連は日ソ共同宣言の内容を後退させ、日本を牽制し、「領土問題は解決済み」との立場を鮮明にした。**これに対し、日本は4島返還を主張。
- (5) **1991年、ゴルバチョフ大統領**が来日し、「解決済み」の見解を転換、海部俊樹首相との間で、「4島の帰属問題」について話し合ったことを表明し、**ソ連側は、4島が領土問題の対象であることを事実上認めた**

3. 北方領土の歴史的経緯 その1

日露通好条約(1855年) (平和時に国境を画定した基本となる条約)



樺太千島交換条約(1875年)



日露戦争後のポーツマス条約(1905年)



サンフランシスコ平和条約(1951年9月)



4. 北方領土の歴史的経緯 その3

- (6) 1993年、エリツイン大統領、細川護熙首相が「東京宣言」に署名。この宣言により、1956年の日ソ共同宣言で合意した「平和条約の交渉継続」が、「北方四島の帰属の問題を解決すること」と明記された
- (7) エリツイン大統領と橋本首相間の「クラスノヤルスク合意」(1997年11月)と「川奈提案」(1998年4月)
- 1) **クラスノヤルスク合意**: 「東京宣言」に基づき、2000年までの平和条約締結に全力をつくすことに合意
 - 2) **川奈提案**: 「択捉島とウルレップ島間が最終的な国境線」「当面、四島の現状を全く変えずに現状を継続」「ロシアの施政を合法的と認める」内容を日本側から提案。ロシア側は同提案を「香港方式」として同意せず。
- (8) 2001年3月、プーチン大統領と森喜朗首相間で「イルクーツク声明」を発出。
- 1) 1956年の日ソ共同宣言を「平和条約交渉締結に関する出発点を設定した基本的な法的文書」とする。
 - 2) 「東京宣言」に基づき、4島の帰属問題を解決することにより、平和条約を締結し、両国関係を完全正常化するため、交渉を促進する
 - 3) 「同時並行協議方式」を提案: 日ソ共同宣言に基づき、歯舞、色丹の返還を先行させ、東京宣言で帰属問題が争点となっている「国後、択捉の帰属問題は交渉の結果による」とするもの。
 - 4) 「同時並行協議方式」は国後、択捉を諦めることにつながる、との我が国の国内反対論が強まり頓挫
- (9) 2010年にメドベージェフ大統領が国後島を公式訪問し、日露関係は冷え込むが、2012年にプーチン氏が大統領に、日本も安倍首相の再登場により、両国関係は改善に向けて動き出す
- (10) 2013年、プーチン大統領と安倍首相間で、「日露パートナーシップの発展に関する共同声明」を発表。「北方領土問題は、これまでに採択されたすべての諸文書および諸合意に基づいて交渉を進め、双方に受け入れ可能な形で最終的に解決することにより、平和条約を締結する」という決意を表明
- (11) 2018年9月、プーチン大統領が、「平和条約を、2018年内前に、前提条件を付けずに締結しよう」と提案

5. ロシア・ラブロフ外相の強烈な牽制球 「第二次大戦の結果を認めよ」

1. ロシアのラブロフ外相の強烈な牽制球(2019年1月6日、年頭記者会見)

- (1) ロシアは、北方領土における自国の主権を含めて「**第2次大戦の結果**」を認めるよう日本に迫っている。これは、「最後通告でも前提条件でもない」と説明。
- (2) 国連憲章107条(旧敵国条項)に言及し 「**日本は、第2次大戦のすべての結果は揺るがないと宣言している国連憲章に署名・批准した。**われわれは日本に何も求めておらず、国連憲章などの義務に沿った行動を呼び掛けているだけだ」と語る。
- (3) **日本の領土返還要求は「国連憲章の義務に明白に矛盾する」と問題視したほか、日本は「世界で唯一第2次大戦の結果を完全に認めていない国」と発言**

2. ラブロフ外相発言の意味するところは？（ロシア側の論理に立って考えてみると。。。）

- (1) 日露通好条約、千島樺太交換条約、日露戦争後のポーツマス条約の内容を全て認めた上で、また、元々アイヌ民族が住み、松前藩が実効支配していたという事実と、既述条約内容を元にした「**日本の固有の領土**」論も認めた上で、その「**固有の領土**」である**北方4島を第二次世界大戦の結果としてロシアが領有するに至った。**その事実を日本が認めない限り、平和条約交渉には入れない。まず事実を認め、受入れよ
- (2) **米英ソ首脳による「ヤルタ会談」において、米英から対日参戦を要求され、千島列島をソ連が領有するとの条件で1945年8月9日に対日参戦した。**それは当時の連合国(現在は国連)の意志である。
＜注＞冷戦激化に伴い、米国は同会談の法的効力を否定、4島は千島列島に含まれないと日本政府の主張を支持する見解へと転換
- (3) 日ソ中立条約はソ連として破棄を通知済であったが、破棄通告後1年は有効ゆえ、対日参戦時は、まだ有効であった。しかし、**日本の同盟国ドイツは「独ソ不可侵条約」を破ってソ連に攻め込んだ経緯あり。**大戦に勝利し、大戦後の世界秩序を守る連合国の中核である米英の要請による対日参戦は正当である。

6. ロシアが「第二次世界大戦の結果」を主張する背景～国際連合と日本の立場～

1. ロシアが「第二次世界大戦の結果」にこだわる歴史的背景

- (1) 第二次世界大戦は「連合国(United Nations)」が勝利し、戦後も連合国が事実上、世界を統治している。日本人が「国際連合」「国連」と呼ぶ、ニューヨークに本部を置く国際組織の英語表記は「United Nations」(連合国)であり、日本以外の国は、「連合国」と直訳表記している。
* <参考>中国では「聯合國」と表記。ドイツ(Vereinten Nationen)もイタリア(Nazioni Unite)も「連合国」と直訳
- (2) ヤルタ会談において、United Nations(連合国)のリーダーである米英から対日参戦を要求され、千島列島の領有を条件に、ソ連は対日参戦した。ソ連による千島領有は、第二次世界大戦の結果であり、その結果としての国境線を含む世界秩序を守る立場にある「United Nations」が認めたもの。「日本の北方領土主権」は第二次世界大戦の結果を認めようとしない主張であり、認められない。

<注> 独ソ不可侵条約を破ってドイツがソ連に攻め込んだ結果、ソ連は2000万人もの犠牲者を出しておらず、極東においても相応の分け前を獲得して当然と思っていたのでは。

2. 国際連合に残る「敵国条項」(国連憲章第107条、第53条、第77条)

(1) 敵国条項

敵国条項とは、国連憲章第53条、第77条1項b、第107条に規定されている。その内容を端的に言えば、第二次大戦中に連合国の敵国であった国が、戦争の結果確定した事項に反したり、侵略政策を再現する行動等を起こした場合、国際連合加盟国や地域安全保障機構は、安保理の許可がなくとも当該国に対して軍事制裁を科すことができる、としている。つまり、あらゆる紛争を国連に預けることを規定した、先の国連憲章51条の規定には縛られず、敵国条項に該当する国が起こした紛争に対して、自由に軍事制裁を課す事が容認されている。

(2) 敵国条項の削除はなされていない

1995年の国連総会で敵国条項を削除する決議案を日本やドイツが提出し、賛成多数で採択された。しかし、国連憲章も国際条約の1つであり、それが効力を持つためには、国連憲章108条の規定により、国連総会で3分の2の多数で採択され、かつ、全ての安全保障理事会常任理事国を含む加盟国の3分の2で、各国の憲法に基づいて批准される必要がある。現在も発効に必要な3分の2の加盟国の批准がされていないため、敵国条項は文言上存在している

7. 北方領土問題の難しさ（日本とロシアの立場の違い）

日本の地図
(北方4島は固有の領土)



北方四島に在住していた日本人の人口

島名	1945年(昭和20年)
色丹島	1,038人
国後島	7,364人
択捉島	3,608人
齒舞群島	5,281人
計	17,291人 (3,124世帯)

ロシアの地図

(4島は第二次世界大戦の結果ロシア領に)



北方四島に在住しているロシア人の人口

島名	2016年
色丹島	2,917人
国後島	7,817人
択捉島	5,934人
齒舞群島	→国境警備隊のみ
計	16,668人

<日本人がソ連とその後継国家ロシアに対して持つ3つの感情的しこり>

- (1) 有効な日ソ中立条約を破って終戦直前の8月9日に對日参戦したこと
- (2) 1945年8月15日の日本降伏以降に、無抵抗の4島に侵攻。占領したのは、1945年9月5日であること
- (3) 満州にいた日本軍民をシベリアに抑留(57.5万人)、極寒の地で強制労働させ、多くの命(5.5万人)を奪ったこと

8. 北方領土問題の現実的解決に対する「基本的認識の共有」

1. 主権は「国家の根本」「国家の尊厳」「国家の面子」の問題。経済的効果や利益とは次元を異にする
2. しかし、4島全ての主権を主張し続ければ、1島も戻ってこないし、平和条約も締結できない
3. **一部でも領土主権を放棄すれば、尖閣諸島問題や竹島問題にもマイナスの影響が出る**
4. 仮に北方4島が終戦時以降現在まで、日本の領土であり続けたとした場合、現在は、日本でもっとも過疎化が進んでいる地域である可能性が高い。生活する上で、また、経済的に自立するには非常に厳しい環境
5. 実利面からは、元島民と子孫の自由な墓参・里帰り、及び、制約のない漁業と経済活動が重要
6. 安倍政権は、「共同経済開発」「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための8項目の協力プラン」、「ビザなし交流の拡充(航空機使用訪問も実現)」など、平和条約締結に向けた布石を打ってきている
7. **北極海航路開設とシベリア最北端のヤマルLNGプロジェクトの稼働**にともなうLNGの東アジアへの海上輸送路となる千島列島は、地政学的・軍事的重要性に加え、経済的重要性も増大
8. ゴルバチョフ、エリツイン時代を含め、**ロシアは経済力、国力が低下した時には「譲歩の可能性」を匂わせる。**
しかし、現実交渉の中で、現実的な「譲歩」をしたことは一度もない。「2島引き渡し」から「4島帰属の問題の解決」へと譲歩したように見えるが、国後・択捉の日本主権の可能性を認める言動は一切ない
9. **理想的100点満点は平和条約締結、歯舞・色丹の日本主権の確認、国後・択捉主権の交渉継続**
10. ロシアは国境警備隊以外ロシア住民がない歯舞群島だけは日本主権を認める可能性はあるが、現実に計1万6千人強のロシア人が住む国後・択捉・色丹の主権を認める可能性は原則として低いと思われる
11. 元島民も「4島は現実的に無理」「2島で決着しての平和条約でもいい」との意見が多くなっている

9. 現実的な解決策

1. 1島でも主権を放棄すれば、これまでの日本政府の一貫した方針・立場（「4島は日本の固有の領土」、「現在は、ロシアが不法占拠している状態」「4島の日本主権の確認と返還」）を大転換することになる。
しかし、外交交渉は相手があることであり、相手の譲れない線を見極めることも重要。「帰属問題の解決、平和条約の締結」を国家として進めるには、ロシアが主張する第二次世界大戦の結果を認める必要がある
2. 近い将来に、帰属問題の解決、平和条約の締結を実現できるのは、双方ともが強い意欲を持つプーチン・安倍両首脳時代と思われる。今を逃せば、数十年は問題解決できない可能性大。プーチン大統領の言う「引き分け」、「日ソ共同宣言を土台とする」との発言と、安倍総理の不退転の決意から現実的解決策を探すことになる

3. 現実的な解決策

- (1) 「第二次世界大戦の結果」として占領、実効支配されている、国後・択捉島のロシア主権を認める。
- (2) 「北海道の一部」としての、また「日ソ共同宣言」で「引き渡す」とされた、歯舞・色丹の日本主権の確認
- (3) 国後・択捉・色丹には現在でも1万6千人のロシア住民が居住していることから、歯舞群島は即時返還、色丹島については、日本の主権ながら、（香港のように）相当な長期間のロシア施政権を認める
- (4) 領海と排他的経済水域については、両国が確認した各々の主権に添った権利を認め合う
- (5) 但し、漁業権領域については、4島周辺海域における相互乗り入れを可能とする
- (6) 元島民とその子孫の国後・択捉島への訪問は永久ビザを発行し、事実上自由訪問を可能とする
- (7) 国後・択捉島における共同経済活動の促進。「共同統治」と見做した法体系の整備
- (8) 「シベリア抑留者」に対するロシア政府からの公式謝罪または抑留犠牲者に対する公式な追悼

10. 北方領土問題の本質は「先の大戦への深い反省」～参考にすべきドイツの戦後の対応～

1. 第二次世界大戦時の同盟国であったドイツに学ぶこと

(1) 固有の領土を放棄したドイツ

現代ドイツがプロシアから起こった国であることを考慮すると、1990年の東西ドイツ統一の際、ドイツは、日本の奈良・京都ともいえる「オーデル・ナイセ線」以東の「プロシア以来の固有の領土」をポーランドに永久に譲る「ドイツ・ポーランド国境条約」を締結。ポーランド、ソ連はじめ、関係諸国から東西統一の了解を得ている

(2) ワイツゼッカー大統領の有名な演説（1985年、「ナチス・ドイツ敗戦40周年記念日」の演説）

＜前提＞ドイツは第二次世界大戦中に780万人が犠牲に（また、300万人が戦後の本国帰還中に難民として犠牲に）

「過去に目を閉ざす者は、現在にも盲目になる。戦後のドイツ難民の苦難は到底言葉には尽くせないが、その苦難の原因は、ドイツが戦争に負けたことにあるのではなく、ドイツが戦争を始めたことにある。このことを取り違えないでほしい。今まで我々は国境をめぐって血を流してきた。しかし、これからは国境は諸国民をわけ隔てるものではなく、諸国民をつなぐ架け橋にならなければならない」と訴えた。

2. 北方領土問題解決の本質は「先の大戦への深い反省」

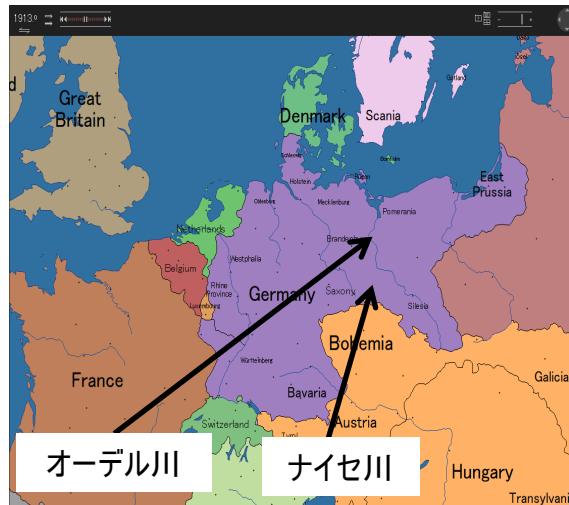
(1) 今を生きる日本人は、北方領土問題が「先の大戦を始めたことと、もっと早く終戦できなかつたこと」に真の原因があるとの本質を、果たしてどれだけ認識、自覚しているだろうか。

(2) 北方4島の元島民も結局は、無謀な戦争を始めてしまったことによる犠牲者。戦争をはじめなければ、ソ連の対日参戦も北方領土占領も、現在の北方領土問題もなかつた。

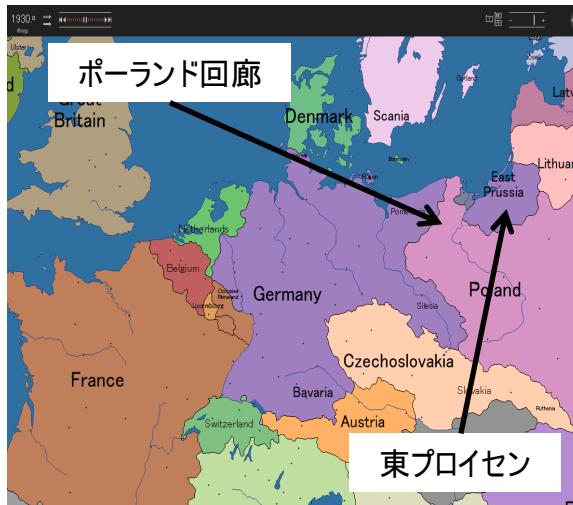
(3) 固有の領土を失う苦渋の決断結果の日ロ平和条約締結を「先の大戦の反省」「不戦の誓い」にすべき

資料. ドイツの領土の変遷とドイツ・ポーランド国境条約

第一次世界大戦前のドイツ帝国



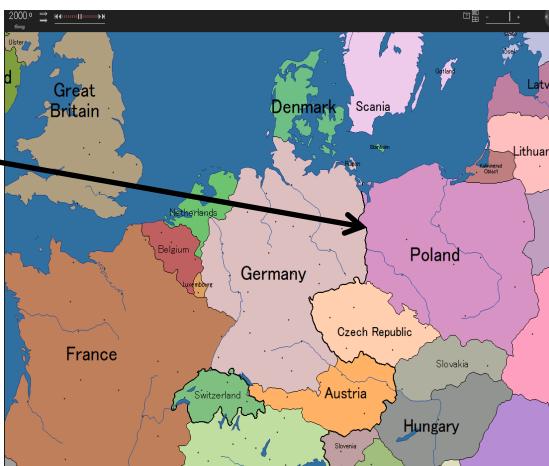
第一次大戦 敗戦後のドイツ共和国



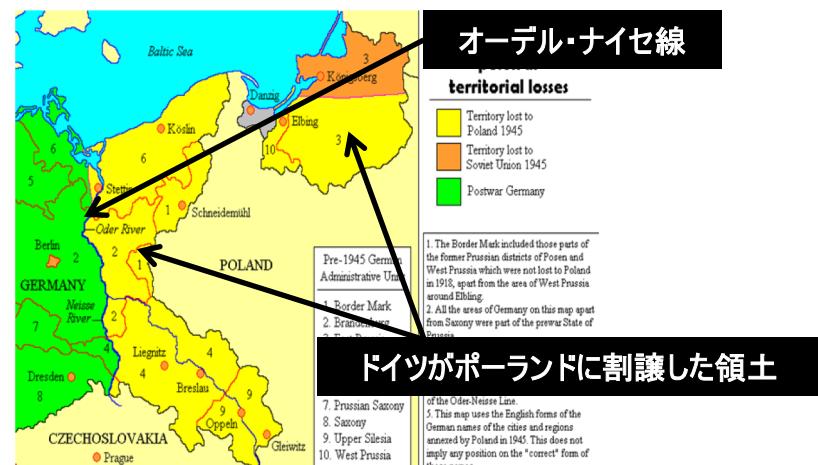
第二次大戦 敗戦後の東西ドイツ



東西統一後の現在のドイツ



オーデル・ナイセ線とポーランド



ドイツ・ポーランド国境条約（ドイツはオーデル・ナイセ線以東のプロシア以来の領土をポーランドに永久割譲することで、東西ドイツ統一の隣国および国際社会から理解と承諾を得た）の内容は、(1) 1950年7月6日に旧東ドイツとポーランドとの間で締結されたズゴジエレツ条約により定められた国境線を、正式な国境線として再確認、(2) 以後、両国間の国境線は一切変更しない、(3) 以後、どちらの国家も領土の変更を一切要求しない。こうして、ドイツとポーランドの歴史的国境線問題は、このようにして法的かつ最終的に決着。